

戸高家文書

戸高厚司

(会員 大分市)

最近、私の実家で発見された庄屋文書があります。

その中に「明治二年の百姓騒動」に関係があると推定される文書がありましたので紹介します。

「文書一」と「文書二 覚」は、下直見村岩井戸組の惣組頭、惣百姓から岩井戸組小庄屋善右衛門、地目付藤兵衛に出された願書です。

この文書と直川村誌に引用されている「赤木村百姓要求書・赤木大庄屋御用日記」と比べてみると、幾つかの共通点が見られます。

以下は、村誌三一七頁からの引用です。

第一は、村役人数およびその給料に対するものである。

「赤木村には大庄屋一人、小庄屋二人、地目付二人の村役人がいる。これを小庄屋一人、地目付一人にすること。給料については、小庄屋給米一人二石を二石二斗に、地目付給米一人一石を八斗に減額する。(中略)

第三は年貢などの収納時に枡を中高にする「くり棒」をやめ、すりきりにする「直斗棒」の使用……以下略

「文書一」では、皆合と小ぶれの人数を一人から一人にすること。小庄屋と地目付の給米は前の通り三俵(仮に一俵を四斗にすれば一石二斗)にすることが書かれています。文中の「切枡にて斗渡」とは、「直斗棒」の使用を指しているのではと推測されます。

「文書二 覚」に書かれていることについて、「直川村誌」には記述が見当たりません。

「文書一 覚」には、「材木の積み出し」と「竹木勘場休み」、「小前内は切銭はたらきが出来ない」と三つの事が書かれています。

当年不作に付、年貢は半納にして残りは五力年賦にし

てくれと書き、出来なければ三年で取り立ててくれと書き足している所から、岩井戸村の百姓達は困窮していたと思われます。

又、不作と書かれているところから、風水害で農作物の出来が悪かったのではと考えられます。

「文書三 拝借證文之事」は、下直見村大庄屋佐藤太作と皆合、岩井戸組小庄屋、地目付が連名で、(藩士)羽田忠左衛門から銀壹貫目を借用した時差し出した借用證文です。

「参考」

明治二年六月、最後の藩主毛利高謙は、徳川慶喜の大政奉還に倣って、佐伯藩二万石の版籍を朝廷に奉還した。しかし、そのまま佐伯藩知事に任ぜられ、なお引き続いて藩内諸般の政治をとった。

たまたまこの年、直入・宇佐・西国東方面に百姓一揆が起こり、その余波が佐伯藩にまで及んだ。明治二年秋、赤木村など四ヶ村(いずれも現在の直川村内)百姓たちが、しめし合わせて神社などに集合し、不穩の行動を企て

ていたが、これが蜂起寸前に発覚、主導者九人が捕らえられ、蒲江浦の沖合深島に所替えの処分を受けている。

この他に、居村慎み三人、四ヶ村村役人(大庄屋、小庄屋、地目付)二十人は御叱りの上、三日間町宿預け、ということになっている。

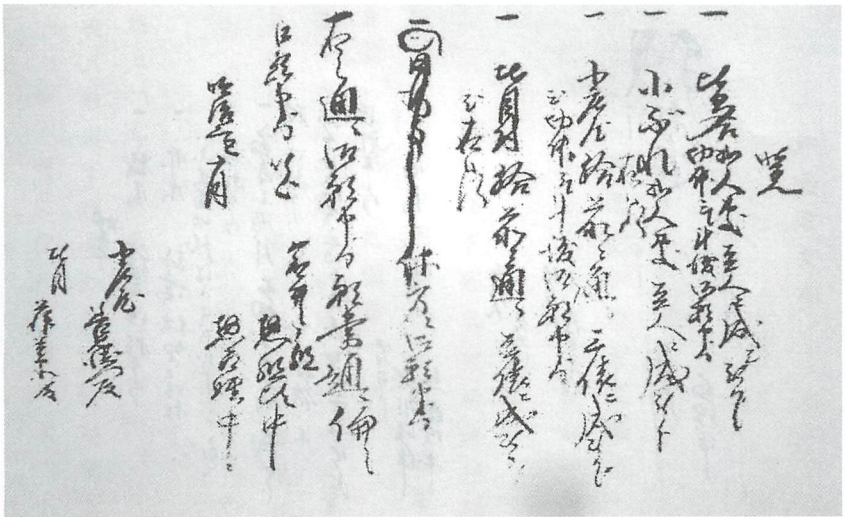
(蒲江町史)

下直見村には処罰者がなかったようであるが、願書があることから、岩井戸村でも一揆の動きがあったのではあるまいか?

戸高家文書について

佐伯市直川には、現存する古文書が数少なく、特に下直見村に関してはほとんどありません。今回発見された戸高家文書は貴重な資料であると思います。

現在、證文類が一〇〇点余、横帳が三〇点余確認されており、目録作りと解説の作業を進めている所です。



文書一

覚

- 一 皆合 式人處、壹人二成被下候、
切拵ニテ斗渡御願申上候
- 一 小ぶれ式人處、壹人二成被下候、
右同断
- 一 小庄屋給、前之通り三俵二成被下候、
尤切拵ニテ斗渡御願申上候
- 一 地目付給、前之通り三俵二成被下候、
尤右同断
- 一 日場事 休方ニ御願申上候
- 右之通ニ御願申上候、願書通ニ偏ニ
御願申上候、以上

岩井戸組

惣組頭中

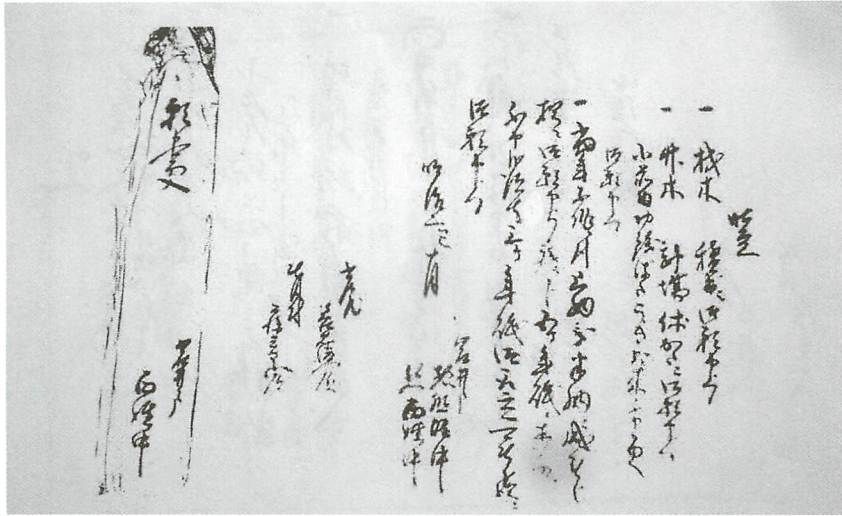
惣百姓中

明治二己十月

小庄屋 善右衛門殿

地目付 藤兵衛 殿

文書二



文書二

覚

一 材木 積出シ御願申上候

一 竹木 勘場休みかた二御願申上候

小前内切錢ばたらき出来不申候ゆへ

御願申上候

一 當年不作二付、上納義半納二成被下

様二御願申上候、残る分五力年賦二相成

不申候得者、三方年賦御取立可被下様二

御願申上候

明治二巳十月

岩井戸組

惣組頭中

惣百姓中

小庄屋

善右衛門殿

地目付

藤兵衛 殿

願書人

岩井戸

百姓中

御借證文書

一限急度目定

右者當巳御年貢銀二差支申候二付、御借仕
御藏上納仕候処相違無御座候、然者返済之儀
来ル十五日限急度返上可仕候、依而
為後日證文如件

明治二己年十二月九日

下直見村組大庄屋

太作

同 小庄屋 善右衛門

同 地目付 藤兵衛

同 皆合 幸吉

羽田忠左衛門様

文書三

拝借證文之事

一 銀壹貫目 定

右者當巳御年貢銀二差支申候二付、御借仕
御藏上納仕候処相違無御座候、然者返済之儀
来ル十五日限急度返上可仕候、依而
為後日證文如件

明治二己年十二月九日

下直見村組大庄屋 太作

同 小庄屋 善右衛門

同 地目付 藤兵衛

同 皆合 幸吉

羽田忠左衛門様